

マックス・ウェーバーにおける

Politische Reifeの概念

——官僚支配の制御と政治教育の関係——

中村孝文

I 序—問題提起

世界史の歩みは「合理化」の進行として捉えることができるというのがウェーバーの基本的認識である。⁽¹⁾それは「いたるところに組織の進展があり、いたるところに官僚制化がある⁽²⁾」という事実を意味している。ウェーバーの思想的営為はこの中心を軸として回転し、官僚制化の時代における個人のあり方という1点に凝集する。ウォーリンも指摘する通り、「組織の世界と創造的個人との間の苦悩にみちた緊張⁽³⁾」こそが、彼の生涯の思想を根本において規定していたものであった。ウェーバー自身の言葉を借りて表現すれば、「高度資本主義」(Hochkapitalismus)における問題状況は「官僚制に対する『社会』の戦い」(der Krieg der Gesellschaft gegen die Bürokratie)⁽⁴⁾として特徴づけられるのである。すなわちそこにおいては、近代ヨーロッパ世界が築き上げてきた「民主主義」「自由」「人権」といった諸価値が、今後如何にしたら存続できるかということこそが問われているのである。⁽⁵⁾

ウェーバーは以上のような普遍史的 (universalgeschichtlich) 問題把握の上に立って、当時のドイツの政治状況を如何に認識し、如何にそれに対応していったのであろうか。以下の考察においては、彼の信仰告白といわれるフライブルクでの教授就任講演「国民国家と国民経済政策」において主張されて以来、その後繰り返し主張される Politische Reife (「政治的成熟」) の概念を中心に据え、ウェーバーの政治機構改革案が単なる制度論に留まらず、人間のエートス⁽⁶⁾の変革に深くかかわっているも

のであることを論じてみたい。そのことをドイツ政治に対する彼の認識と対応を通して浮き彫りにすることによって、従来比較的等閑視されてきた政治思想家ウェーバー理解の一手掛かりを得ることが可能となるのである。

政治学上従来2つの対立するウェーバー像があった。すなわち自由主義者ウェーバー像と権力思想家ウェーバー像がそれである。この両側面の対立は多くの論者の調停案にもかかわらず、未だ結着をみたとは言えない。⁽⁷⁾確かにウェーバーの中にはこの両側面が混在しているのが事実であり、それらが整合的に理解されるときはじめて統一的ウェーバー像が結実することにもなると言えようが、統一的ウェーバー像の提出が直接ここでの課題であるわけではない。むしろここで意図されていることは、そのような全体的把握に先立ち、整合的理解に役立つような視点の提出を試みることである。その意味で以下におけるウェーバー理解を図式的に示すならば、まず初めに、彼がピューリタン的人間像を人間のあり方の理想とし、それによって支えられるアメリカ民主政治を政治のモデルとしたという仮設が出発点となる。彼はその地点に立ってドイツの政治を理解したのであるが、そこに見出したものはアメリカとは全く異なる官僚支配 (bürokratische Herrschaft)⁽⁸⁾の現状であった。この認識をもとに、政治制度の改革と政治教育 (politische Erziehung, politische Schulung) による国民の「政治的成熟」の要求が出てくるのである。

したがって以下においては、まずウェーバーが近代民主主義の源流として捉えたピューリタニズム⁽⁹⁾に対する彼の理解を紹介し、ついで彼がドイツ政治の特徴とそれを規定する要因としたものについて述べる。その際以下の論述ではルタートゥムとビスマルク支配の結果とに規定要因が限定されている。そして最後に独自のピューリタニズム理解を媒介とした、ウェーバーのドイツ政治の変革にむけての試みを整理し、上述の課題に答えてみたい。⁽¹⁰⁾

Ⅱ ウーバーのピューリタニズム理解

周知の通り、ウーバーによれば歴史の方向性を決める重要な要素は「世界像」であるが、彼はこのテーゼを現状に適用して、ドイツとイギリス・アメリカの国民性の差異を生み出した原因は、宗教に起因する「世界像」の差異にあると分析している。⁰¹⁾彼にとって宗教社会学上の大きなテーマは、「西洋における市民層 (Bürgertum) とその特性の発生」⁰²⁾ということであったが、それに大きな貢献をなしたものがピューリタニズムであった。そこで以下においてはウーバーに従って、はじめにカルヴィニズムについて述べ、次いでゼクテ (Sekte, sect) の形成によってアメリカで大きな影響力をもったバプティスト派、クェーカー派、メノナイト派等の政治的意義について考えてみたい。

カルヴィニズムの特徴をなすものは、何よりもまず予定説である。ここでは、「神はその栄光を顕わさんとして、みずからの決断によりある人々 (中略) を永遠の生命に予定し、他の人々を永遠の死滅に予定したもうた」⁰³⁾と語られている通り、「喪失不可能な恩恵」によって永遠の救いを予定された者と永遠に救われる望みなく神から見捨てられた者とが峻別されている。この教えによると神はすべての被造物と決して越えることのできない深淵によって隔てられた存在、すなわち全能かつ「人間的理解を絶する超越的存在」⁰⁴⁾となる一方、人間は教会と sacrament によってさえも救われることのない存在とされるのである。ここに地上のあらゆる権威が否定されるとともに、「個々人のかつてみない内面的孤独化の感情」⁰⁵⁾が現われるのである。もはや個人は救いの確信を手に入れるためには、組織的な自己制御 (systematische Selbstkontrolle) によって「自分で自分の救いを『造り出す』」以外にないのである。⁰⁶⁾ここに「今日もおピューリタニズムの歴史をもつ諸国民の『国民性』と制度の中に生きているあの現実的で悲観的色彩をおびた個人主義」⁰⁷⁾の出現する根源が存在する。

また他方で予定説は、「人間のために神があるのではなく、神のために

人間が存在するのであって、あらゆる出来事はひたすら神の威厳の自己栄化の手段として意味をもつにすぎない」ことを教える¹⁸。このことから単に救いを「造り出す」(schaffen)にしても、それは神の栄光を増すという外在的基準によってなされる以外にはないことになる。すなわち神は、「人間生活の社会的構成が神の誠めに適い、その目的に合致するように編成されることを欲したもう」¹⁹ために、救いの努力は社会を作為的に構成する方向への推進力となるのである。それは「『自然の』ままの人間の生活様式」を脱し、神の聖意を目標とする「方法的審査」(methodische Kontrolle)による全存在の合理化によって可能となる²⁰。このように予定説は、一方で伝統的共同体の崩壊とそれに伴う反権威的個人主義の成立を可能にすると同時に、他方で合目的組織の形成をも促したのである。ウェーバーが追求していた「市民層の特性」とはこうして、覚醒的かつ組織的生活による「自然の地位」(status naturalis²¹)の克服によって可能となるのである。

ところでウェーバーによれば、このような「市民層の特性」の担い手としてカルヴィニズムに劣らず歴史上重要な役割を果たしたのが、バプティスト、メノナイト、クエーカーの各派である。彼らの特徴は、「究極の権威として理性と良心における聖霊の内面的証明に決定的重要性」²²を置いたことである。このことは理性と良心に導かれることなしには、聖書さえも救いの手段としては有効性をもたないことを意味する。このような「内なる光」(inneres Licht)に従って生活するものが「再生者」(Wiedergeburt)としての資格をもつのであった。そこから彼らはアンシュタルトとしての教会を拒否し、再生者のみによる団体の形成を行なっていくのである。このような原理によって非生産者を内に含まず、しかも自由な意志によって組織される団体をウェーバーは「ゼクテ」と名付ける。

ゼクテはアメリカで特に大きな政治的意義を有した。1904年のアメリカ旅行で彼が観察したものは自発的団体の多さであるが、その歴史的由

来をゼクテにもとめる。ゼクテの構成員が関係を取り結ぶ対象は自己と同じく宗教的再生者のみであるが、それは決して上下の関係ではなく対等の関係である。というのは彼らにとって服従すべき対象は神のみであり、世俗には存在しないからである。したがって如何なる権力への服従も良心に反するものとして拒否されることになる。²³このようなゼクテに由来し、その内部で常に良心の自由を楯子とした反権威的個人主義を再生産しつつある自発的団体が網の目のように存在しつつ組織されているのがアメリカ社会であった。このことによってアメリカの民主主義は「独得な弾力的な構成と個人主義的色彩」²⁴を賦与されているのである。この結論のもとに彼はドイツ的官僚支配とドイツ的思考様式を批判する。すなわち「ドイツの浪漫主義者がよくやりたがるように、デモクラシーといえ、原子化されてしまった人々が集まっただけのものなのだと思ひ込むのは、少なくともアメリカのデモクラシーを考える限り根本的に誤まっている。こうした原子化の帰結をもたらしがちなのは、デモクラシーではなく官僚制的合理主義であって、この合理主義が好んでやるように上から下に向って組織化を強行したからといって、この帰結をとり除くことはできないのである。本当のアメリカ人の社会はそのような砂の集合体であることはかつてなかった」というのである。²⁵当時のドイツにおいてアングロマニアとして批判されたウェーバーの一面をここに窺うことができるといえよう。

これまで述べてきたようにウェーバーは、ピューリタニズムを基盤として反権威的個人主義と、彼らの対等の結合による合目的的団体の形成が可能となったとしているのである。そのことによって封建的秩序および家父長主義的権威主義が否定されたと理解するのである。そして全体として彼は、ここで理解されたピューリタニズムを近代資本主義と関連づけて説明するのであるが、以上述べたことから彼の中にそれを近代民主主義との関連で理解する視点も同時にあったことは明らかである。その意味でワルザーが、ピューリタニズムに教会と国家における伝統主義に

対抗するラディカルかつ革新的な政治行動の原初的形態を見出したような視点がすでにウェーバーの中に存在していたということができよう。

ところでこのような市民のあり方が、合理化され、個人の行為における意味連関性が失なわれてしまった社会における人間のあるべき姿として彼が描き出す「文化人」(Kulturmenschen)に酷似していることは一目瞭然である。すなわち「文化人」とは、「意識して世界に対して態度をとり、かつ世界に或る意味を賦与しようとする能力と意志とにめぐまれた」人間であるが、²⁶これはピューリタンの人間類型を抽象化したものと言ってよいであろう。このことによって逆に、ピューリタンの人間類型こそが、彼のドイツ批判および現代批判の拠って立つ原点であったとすることができよう。この地点からドイツの現状をみると、それは西ヨーロッパと全く異なってみえたのである。そこで以下においては、しばらくウェーバーのとらえたドイツの現状について考えてみたい。まず述べられなければならないのはルタートゥムについてである。

Ⅲ ルタートゥムの権威主義的要素

上述の通りピューリタニズムは、伝統的政治秩序の破壊と新たな民主主義社会の形成に大きな役割を果たした。けれどもドイツには未だ家父長制的支配が色濃く残り、それが官僚支配と競合しつつ民主化を妨げているのであった。世界史の流れは官僚制化とそれに伴う個人の主体的かつ合理的活動能力の抑圧、すなわち官僚制という「隷従の容器」(das Gehäuse jener Hörigkeit)の中に生み落とされる個人を、隷従以外の行動を知らない「古代エジプト国家の農民」のような存在にまで貶めてしまうような方向に進んでいるのであるが、²⁶ドイツにおいては特殊事情によって、一段と問題は先鋭化しているのであった。ウェーバーに従うならば、ルタートゥムの伝統とビスマルクの政治支配の結果がそれである。後者は次章に譲り、ここでは前者についてのみ考えてみたい。

宗教改革以来ルタートゥムは、ドイツ人の思考様式を根底において規

定しつづけ、未だその状況に変化はみられないとウェーバーは捉える。ルタートゥムは所与の生活環境への順応と世俗の政治権力への服従をキリスト者の義務として教え、結果的には伝統主義を正当化するイデオロギーとして機能してしまったのである。常にイギリスおよびアメリカとの対比においてドイツを理解するウェーバーにとって、このことは見のがしえないばかりでなく、まさに両者の政治構造の差異を生み出した根本原因はルタートゥムとピューリタニズムという宗教上の差異にこそ求められねばならないのである。⁶⁰

ピューリタニズムにおいては先に述べた通り、その合理的かつ組織的方法で、現世を神の意志にそうように作り変えようとする傾向が革命力となったのであった。それに対しルタートゥムは如何なる傾向性を有していたのであろうか。その根本的認識は強い原罪意識に支えられている。けれども罪深い人間、一度罪を犯した人間であっても、神の言への信頼と sacrament を通して新たな救いを獲得できるというのである。すなわち悪を犯した人間であっても救われる可能性のあることに疑いの余地はないのであるから、決して組織的自己制御という合理的な生活形態はでてこない。逆にこの教えは現世での神との和らぎと交わりを求める欲求を満たしてくれるものにすぎず、⁶¹ 道徳的には作用し得ないのである。

この信仰義認論は現世に対するルタートゥムの対応を根底で規定するとともに、ドイツ人一般の考えに後世まで影響を及ぼすことになる。まず何よりも恩寵の機関としての教会は決して否定されることはない。信徒にとって教会はみずからを護ってくれる主体であって、みずからはその客体であるにすぎないと感じられていたのである。トレルチの言葉を借りるならば、「教会は依然として普遍的な恩寵・救済施設であり、これは教団成員の主観的行為からは独立しているものであり、人がその中に自動的に生み落とされるものであり」⁶² つづけた。

こうしてルタートゥムにあってもカトリシズム同様、「倫理的生活全体の組織的・合理的な形成に対してそれ自体としてはなんら推進力たりえ

なかつた⁶³」のである。むしろ「ルタートゥムの敬虔感情は本能的な行為と素朴な感情生活の無邪気な活力を抑えようとはしなかつた⁶⁴」ために、「自然の地位」に甘んずることを必ずしも悪しきこととして退けはしない。そこでは「自然の地位」と「恩恵の地位」との間に存在するへだたりは、あまり大きく感じられないのである。ルタートゥムの現状肯定と権力への服従の態度はここに由来するのであって、国家に服従することは決して罪にはならないのである⁶⁵。このような教えが伝統主義の肯定と権威主義的かつ後見主義的人格の形成、従って国家権力の絶対化とを帰結したことは当然であろう。事実ルター自身『大教理問答書』第四戒の中で次のように述べている。すなわち「父母を敬え」と説いた後、「これと同じことは、またこの世の権威についても言える。この世の権威はすべて父としての身分に属し、しかも極めて広範囲に及んでいる。つまり、ここでいう父とは、個々人としての父のことでなく、領内居住者、市民、もしくは臣民をかかえている限りの広い意味の父のことである。神は彼らを通して、ちょうど両親の手を経るのと同じように、私たちに食物と家屋敷を、また保護と安全とを与えたもう。彼らがそのいっさいの名譽とともに、この父という名と肩書を最高の価値として帯びているゆえにこそ、私たちもまた彼らを敬い、地上における最も貴重な宝、比類なき宝石と考へて尊重すべき義務を負うのである。」⁶⁶

このような教えの背景には、人々の身分制的編成も神によって定められた秩序であり、「神の正義」の実現であるとする自然法理解⁶⁷があったことは容易に想像できるところであるが、そのことによってルタートゥムは、決して共同体規制から個人を解き放す精神的梃子とはなりえなかつた。このことがドイツ人の政治意識を内面から規定する一方で、その権威主義的かつ後見主義的性格は「ビスマルクの遺産」(Bismarcks Erbe)によっていっそう強められているのである。

Ⅳ 「ビスマルクの遺産」と Politische Reife の概念

ウェーバーの世代はビスマルク後の世代に属する。その意味で彼は常にドイツ政治の理解と政治的態度の決定のためには、ビスマルクに対する評価を明確にする必要があった。彼はビスマルクの政治家としての資質は認めつつも、その国内政治に残した結果については極めて否定的な評価を行なっている。彼のビスマルク評価は次の言葉に端的に示されている。ビスマルクは「自分たちの頂点に位置する大政治家が自分たちのために政治をやってくれるだろう」と考える、「政治的意志 (politischer Wille) のひとかけらも持ち合わせていない国民を後に残した」³⁹のである。

ここで言われている「政治的意志」とは、言い換えれば「政治的に自立」³⁹すること、すなわち政治の主体であることの自覚を意味するが、これは決して指導者のみに求められるものではなく、広く国民一般に求められていると解釈されねばならない。彼がドイツ民族に Herrenvolk となるよう要求していることからみてもこのことは明らかである。

Herrenvolk とは文字通り日本語にすれば、「支配民族」という意味になるであろうが、ウェーバーの使用法はそれとは異なる。すなわち彼は Herrenvolk を次のように定義する。「政治的に成熟した国民だけが Herrenvolk である (Nur ein politisch reifes Volk ist ein >Herrenvolk<)。言い換えるとそれはみずからの問題を処理する能力をみずからの手中に持ち、選ばれた代表者を通じてみずからの政治指導者の選択に決定的に参与する国民のことである。」⁴⁰この引用から理解できる通り Herrenvolk とは何よりもまず「政治的に成熟した国民」を意味するのであって、そのような国民全体の政治的エートスのみが、みずからを「国家の共同の主人」(Mitherren des Staates)⁴¹とすることを可能とするのである。

こうして「政治的成熟」は個人に求められるだけでなく、広く国民全体の課題としてウェーバーが要求するものである。というのもあのルタートゥムの政治的伝統と「ビスマルクの遺産」によって、ドイツ国民の権威主義的・後見主義的政治態度は抜き難いほどであり、官僚支配は

ますます強固にみずからの地歩を固めつつあったからである。ドイツの政治状況にとって最も危険な徴候はこの点にあった。まさにウェーバーの目には、当時のドイツこそ、「純技術的にすぐれた、すなわち合理的な官僚による行政と事務処理とが、人間にとって懸案諸問題の解決方法を決定するさいの究極かつ唯一の価値である」⁴²状態にあると映ったのである。ルタートゥムの政治的伝統も「ビスマルクの遺産」も、両者ともにいわば伝統主義的かつドイツの政治固有の要因であるといえるが、これら2つの要因がすでに「高度資本主義」段階に踏み込んでいるドイツ社会における官僚制化への歴史の流れとからまりつつ政治を規定しているところに、ドイツ政治の解き難い複雑さがあった。しかしながらそのいずれの要因も、個人の非主体化、非政治化という方向に作用するものであるため、政治的エートスの変革、すなわち「政治的成熟」を求める論理がいつそう効果的となるのである。彼はこの役割を「政治教育」にもとめる。なぜなら教育はエートスの変革を通して、伝統主義を打破する第1歩を提供し、現代の問題状況に正面から立ち向う人間像の創出を可能とするからである。⁴³国民の「政治的成熟」は政治に変革をもたらすと同時に、政治の変革は「政治的成熟」を促すという関係にある。エートスと制度の関係についてのこのような認識が、政治に対するウェーバーの対応を規定している。それゆえにウェーバーの思想の中では制度とエートスは相即的關係にあると言ってよい。ウェーバーの政治機構改革論、外交政策論はこのような視点から理解するとき、従来とは異なる側面がみえてくるのである。

V Politische Reife の概念と政治機構改革案

今までみてきたように、ドイツの官僚支配とそれを包み込む形で進行している世界史の官僚制化への流れは、個人を受動化・後見主義化し政治の客体とする方向へ不断に進行しているのであった。それは普遍史的に位置づけるならば、「個人主義的自由」「譲り渡せない人格」「『民主的』

諸制度」といった「人格の固有価値」(Eigenwert der Persönlichkeit)⁴⁶がしだいに奪われ希薄化していくことを意味しているのであった。ウェーバーはこのような現状に抗して、何としても「人格の固有価値」を維持、発展させねばならないと考えた。しかもそれは緊急を要する仕事である。「明るいうちにやっておかなければ、一刻の猶予もないのである。」そうでなければ、「われわれの弱い視力が人類の歴史の未来の不透明なモヤをすかして見るかぎりでは、おそらく永久に獲得されない」ことになってしまうからである。⁴⁵ウェーバーが現代に対して抱いた危機感は極めて深刻なものである。しかしこのような状況の中で「人格の固有価値」が守られるのは、「羊の群のように支配されたくないという国民の断固たる意志」がある場合だけである。⁴⁶ドイツ人に「政治的成熟」を求め現状を変革していこうとすることは、それゆえ、世界史の流れに抗する第一歩であったといってよい。

このときにウェーバーが脳裏に思い描いたものが、あのピューリタンたちとその革命的力である。ギデンスも指摘するように、ウェーバーは禁欲的プロテスタンティズムと合理主義的近代資本主義の親和関係(Wahlverwandschaft)を追求しつつ、ドイツの特殊事情にも光をあてている。その結果彼はルタートゥムの伝統正当化作用とピューリタニズムの伝統突破作用とに着目するのである。⁴⁷こうして彼は「政治的成熟」のモデルをピューリタンに求めることになる。すなわち彼にとって、知性・目的意識の強さ・誠実・勤勉、これらこそ新しい市民の中に育てられるべき資質なのである。そして彼らには、ピューリタンたちが果たした伝統的政治経済秩序の打破と新しいその形成という役割が期待されることになる。それゆえスカッフも指摘する通り、ウェーバーにとって科学は国民を政治的に教育する責任をもつべきものであり、しかもピューリタニズムこそがその拠り所であったといってよいであろう。⁴⁸その意味で「まったく個人的な宗教感情に発する強烈な創造的世俗活動を展開するピューリタンの人間類型が、ウェーバーの人格的理想であった」といっ

てよい。

彼の多くの政治論文は終始この視点によって貫かれているのである。その意味でこれらの論文は、国民の間に蔓延している受動的・後見主義的政治態度の一掃と政治的主体の形成とをめざし、「流れに抗した」(Wider den Strom) 個人主義者ウェーバー⁵¹の政治教育の実践であったとみることが出来る。確かにウェーバーにとって知識とは決して科学的文脈の中に貯えられるだけのものであってはならないのである。事実それらの多くが新聞・雑誌のために書かれたものであることをみても、このことが理解されるであろう。その点で彼の『政治論集』第1版の編集者として、マリアンネ・ウェーバーがすでに1920年10月に、「わが国民の政治的思考を訓練する源泉⁵²」と序文に記したことは卓見と言われなければならない。このようにみてくるとき、従来彼のアカデミックな他の論文に比べて時事的価値しか与えられず、学問的には一段劣るものとして研究の対象とされることが比較的少なかった多数の政治論文も、政治学上極めて重要な意義をもつものであるといえるのである。

それでは一体、政治教育の手段としてウェーバーは如何なる制度改革案を持っていたのであろうか。以下4点に限ってそれを考えてみたい。まず第1に触れなければならない点は官僚制の問題である。すでに繰り返し述べてきたように、官僚支配が政治に大きな影響力をもち、しかも全く如何なる制御も受けずにそれが行なわれていた点に大きな問題性が潜んでいた。ウェーバーのみるところ、官僚制のこの巨大な力はそれが有する専門知識と秘密主義とを背景としている。彼によれば官僚の知識は2種類に分けられる。「専門教育によって獲得された、広い意味での、『技術的な』専門知識 () technisches (Fachwissen)」と「官職の装置という手段を通じて官僚のみが入手しうる知識で、官僚の行動の規準となっている具体的な事実に関する知識、すなわち職務上の知識 (Dienstwissen)」である。⁵³ これらの知識を「職務上の秘密」という概念によって「秘密知識」(Geheimwissen) に変えることが官僚制の権力手段、言い

換えれば、官僚制が制御を受けないようにするための手段となっている。それに対してウーバーは「行政の公開」(Verwaltungsöffentlichkeit)を主張するのである。⁵⁶政治のあり方を判断するためには、情報が十分に存在しうることが大前提となる。そのことによってはじめて、「国民が官僚層によって自分たちの用件が処理される仕方に通じていて、絶えずそれを監視し、それに影響を与える」⁵⁷ことが可能となるのである。けれどもこのことが実際に可能となるためには、議会が十分に機能している必要がある。

ウーバーが議会に求める機能には2つある。1つは政治指導者の選抜機関となることであり、他は官僚制装置によって遂行される行政に対する制御を行なうことである。ウーバーの思想全体に占める指導者の比重は極めて大きい。彼が指導者に期待したことも官僚制の制御と国民の政治教育であった。このことは晩年の「人民投票的指導者民主制」の主張においても根本的には変わりが無い。しかしここは議会の役割について考えなければならないので、この点に関しては機会を改めて論じてみたい。

さてもう1つの議会の使命である「官僚の行政に対する効果ある不断の制御」あるいは、「継続的に行政に参加しつつ、それを制御する」ことができる議会こそがウーバーにとっての働く議会なのである。⁵⁸しかしながら現実の議会は、政府提出法案に単なる正当性を賦与するだけの役割を果たしているにすぎない。その結果依然として、「任命された官吏が、われわれのあらゆる要求や苦情について決定を下す」状況が続かざるをえないのである。⁵⁹この議会の無力さの根本原因をさぐっていくと結局、国民の政治意識の未熟さに行き当たることになる。そこで彼は、議会に対する国民の関心を高め、有効に議会が活動できるようにするため、議会の改革を通して国民の「政治的成熟」をめざす政治教育を主張するのである。「調査権」(Enqueterecht)によって行政を不断に制御しつつ、それに参加していくような諸議会委員会(Parlamentausschüsse)の創出

がそれである。このような改革によって、議会の機能化と行政の公開化のいっそうの徹底化とを図ったといえるだろう。そのことが政治教育上大きな意味をもつことはいうまでもない。「強力な議会の委員会だけがこのような教育的効果を波及させることのできる場でありうるし、あるのである」⁵⁹という彼の言葉がそれを物語っている。

けれども国民の政治教育の場はそれのみに留まらなかった。第3の改革案として彼が提出するのが、市民社会内部における各種の団体の形成であった。このことが先に論じたピューリタニズムのゼクテにまで歴史的に溯ることができる団体によって構成される、アメリカ社会の多元性をモデルとしていることは言うまでもないであろう。事実彼はクルジウスへの手紙の中で次のように述べている。「手段はただアメリカの『クラブ(amerikanischer) Club』のみ。一子供や青年のものも含む個人の選抜に基づく各種団体」⁶⁰。すなわち彼は社会の多元化に期待を寄せているのである。ここに示されているのは、モムゼンの言う通り、「ドイツ国民の内面的再生」を求めるウェーバーの心情告白であるといえるのである。⁶⁰

彼がドイツにみたものは、「まったく非合理的で、組織されていない、『大衆』すなわち街頭の民主主義(die Demokratie der Straße)」とよぶ状態⁶¹である。しかしウェーバーにとってこの状態は官僚支配を強めるものでこそあっても、決してそれに対抗しうるものではない。砂つぶの集合体ではなく、自発的団体の混成物こそが民主主義社会であって、国家権力の個人への直接介入を不可能とするものなのである。それだけにこの団体形成による個人の自発的組織化と政治の日常化を手段とした、国民の「政治的成熟」にかかる期待は極めて大きかったといえる。

ロシア革命を目のあたりに見たものとしてウェーバーは、社会主義の将来に自由の実現を託す気持ちにはなれなかった。というのはアメリカに実現され、今や革命の成果としてロシアにも実現されつつある「高度資本主義」と自由との間には、いかなる「親和力」(Wahlverwandschaft)⁶²も存在しえないと結論づけざるをえなかったからである。社会主義とは

ウェーバーにとって、「高度資本主義」社会における官僚制化現象を強めるものでありこそすれ、決して阻止する力となりうるものではなかった。なぜなら彼にとって社会主義とは何よりも労働者からストライキ権を奪い、隷属化することによって官僚支配に力を貸すものでしかなかったからである。⁶³ そうだとすればまだ資本主義の方が好ましいのであるが、資本主義社会においても、政治権力と経済権力が一体化してしまうときには、社会主義と同じ作用を営むのである。彼が各種の団体から構成される多元的社会を主張するもう1つの意義はここにある。つまり彼は、モムゼンが述べるように、反権威的な団体の網の目を縦横に張りめぐらされた多元的社会の形成によって、初期資本主義社会にみられたダイナミックスを再現し、官僚制化に対抗する橋頭堡を築こうとしたのである。

さて最後に述べねばならない改革案は、政党に関してである。政党とは本来議会と国民の間に介在して、議会による意志決定に国民の利益を反映させる役割をもつものであるが、政党自体が巨大化するにつれ官僚制化してしまい、充分その機能を果たしえなくなっているというのがウェーバーの認識である。けれどもそれは1つの団体として「自由意志で創立され、そして自由な新たな徴募を必ず狙っている組織なのである。」⁶⁵ しかもそれは必ず権力を求める組織であるので、その構成員を常に政治に直面させることになる。このような特徴によって構成員を政治的に教育する力においては、他の如何なる手段よりも優れている。それゆえ彼は、市民に大きな民主主義的かつ共和主義的政党への加入を呼びかけるのである。⁶⁶

以上述べてきたことから明らかになったように、Politische Reife（「政治的成熟」）とはみずからが政治の主体となることを意味する概念である。そしてこの「政治的成熟」を高める手段が政治教育であり、ウェーバーはそれを実現する1つの方法として制度の改革を考えたのである。このことによって政治教育が行なわれ、国民的規模でエートスの変革と政治の主体としての意識が獲得されるときはじめて、市民層は官僚支配

への抵抗力を身につけることができるだけでなく、国家権力に参与し、制度を運営する主体としての資格を獲得できるのである⁶⁷⁾。その意味でウェーバーは政治論文において、一貫して政治におけるエートスの問題にかかわり続けてきたということができよう。

VI 結語

ウェーバーの狙いは官僚支配への対重 (Gegengewicht) を作り出すことであった。そのとき彼が拠り所としたものは、個々人の、そして国民全体の「政治的成熟」である。それによって個人の政治的自立と、それを前提とする団体形成が可能となるのである。結局それはモムゼンが指摘するごとく、官僚制化という世界史の流れに直面した1人の人間が、この「人格に原理的に敵対する世界的状況の中で、人格の固有価値を擁護する」には如何にしたらよいかというより大きな問題に対する1つの解答の試みなのである。ドイツにおいては「政治的成熟」が実現されて初めて、「人格の固有価値を擁護する」ための「官僚制に対する『社会』の戦い」は戦いたりするのである。

さて、はじめに触れた通り、ウェーバーは権力思想家あるいはドイツ帝国主義のイデオログとして理解されることが多い。しかし彼の思想の中にはこれまで述べてきたように、明らかにそれとは異なる要素も存在するのである。これまでの論述では意図的にその側面が強調されてきた。そこで次に残されている課題は、この視点からウェーバーの政治思想全体をどこまで整合的に把握できるかという点である。それには個人と国家との関係、すなわちウェーバーにおける集合概念としての民族、国民、国家等の概念が明らかにされねばならないであろう。

(1982年10月28日)

注

- (1) Cf. Max Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, Bd. I, Tübingen, 1920 [以下 GARS と略記], Vorbemerkung. 大塚久雄・生松敬三訳『宗教社会学論選』, 1972年, 序言。
- (2) Sheldon S. Wolin, *Politics and Vision: Continuity and Innovation in Western Political Thought*, London, 1960, p.354. 尾形典男・福田歎一・田中治男訳『西洋政治思想史』第V巻, 1978年, 15頁および16頁。
- (3) *Ibid.*, p. 423. 同上訳書, 155頁。
- (4) Max Weber, Rußlands Übergang zum Scheinkonstitutionalismus, in: *Gesammelte Politische Schriften*, Tübingen, 1971 [以下 GPS と略記], S. 82. 林道義訳『ロシア革命論』, 1975年, 109頁。
- (5) モムゼンによれば, 近代国家の「形式合理性」は「実質非合理性」を伴っている。その点を実質的に合理化することこそがウェーバーの普遍史的問題関心であった。 Cf. Wolfgang J. Mommsen, *The Age of Bureaucracy*, Oxford, 1974, p. XV.
- (6) 大塚久雄によれば, 「エートス」とは「倫理」が, 人々のうちに宿って血肉化し, (中略) 彼らを内面から一定の行動様式へと押しうごかしていく, そうした起動力」であり, 「人類の歴史に対する或る能動的なもの, ウェーバー的に表現すれば『構成的』 konstitutiv に作用するところの要因を含むもの」である。(大塚久雄「マックス・ヴェーバーにおける資本主義の『精神』」, 大塚久雄・安藤英治・内田芳明・住谷一彦『マックス・ヴェーバー研究』, 1965, 所収, 112頁, 注(6)。) 以下における「エートス」の語はこの定義に従っている。
- (7) 権力思想家としてとらえる代表は, W. Mommsen, *Max Weber und die deutsche Politik*, Tübingen, 1959であろう。しかしモムゼンもその後の諸論文においては, ウェーバーの資本主義に関する理論を高く評価し, 「マルクスの理論に勝るとも劣らない」とまで評価するようになっている。このような重心の移動の裏には, 現代社会主義国家への評価の問題があるといえよう。(W. Mommsen, *Max Weber. Gesellschaft, Politik und Geschichte*, Frankfurt a. M., 1974, S. 180. 中村貞二・米沢和彦・嘉目克彦訳『マックス・ヴェーバー』, 1977年, 274頁。) 一方, 自由主義者としてとらえる論者としては, レーベンシュタイン, バウムガルテン等がいる。また両者を統一しパランスのとれた解釈を行なっているものとしては, David Beetham, *Max Weber and The Theory of Modern Politics*, London, 1974がある。
- (8) ビーサムは, 「経済と社会」(*Wirtschaft und Gesellschaft*) で理論化された官僚制が, 「政治論集」(GPS) の中で初めて政治的社会的文脈の中に置かれ, 他の政治勢力との関係とともにその限界についても述べられていると指摘している。(Beetham, *op. cit.*, p.15.) このような理解を前提としてはじめて, 従来「普遍的官僚制化」(Durchbürokratisierung) の下での絶望の理論と考えられたウェーバー理解とは異なる本稿のような試みが可能となるのである。この

見地に立ってビーサムは、ウェーバーの官僚制論を3つの側面に分ける。第1は「経済と社会」の中で理論化された技術的に優れた管理の手段としての側面、第2は行政の手段としての官僚制が社会の上に立つ権力集団としてますます社会の制御から離れつつそれを支配していく側面、第3は階級構造を反映して、ユンカー支配の永続化の手段となっている側面である。このうちあとの2つの側面が政治論文で使われているものである。(Ibid., pp. 64 - 66.) 本稿ではこの第2の側面をとりあげ、それを官僚支配 (bürokratische Herrschaft) と名付ける。なお、シュルプターは官僚支配の語を3つに定義する。第1は官僚制的に構成された行政官を手段とした支配、第2は行政官による支配、第3は「官僚精神」による政治指導である。(Wolfgang Schluchter, *Bürokratie und Demokratie*, in: *Rationalismus der Weltbeherrschung*, Frankfurt a.M., 1980, S. 90)

- (9) ピューリタニズムという語をウェーバーは最広義にとり、「オランダおよびイギリスにおける禁欲的傾向をもった宗教上の諸運動で、教会制度上の綱領や教理の差異を問わない。したがって「独立派」、組合派、バプティスト派、メソナイト派およびクエーカー派を含む」としている。Max Weber, *Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus*, in: GARS, Bd. I, S. 85, S. 91. 梶山力・大塚久雄訳「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」, 下巻, 11頁, 注2, および24頁, 注3。
- (10) このような捉え方に対しては、ウェーバーの権力国家論的側面を無視しているという批判が当然予想される。しかしここでの狙いは全体把握に先立つ1つの視点の提供を試みることにあり、意図的に一面を強調した。権力国家論的側面をどこまで取り込めるかは今後の課題である。
- (11) GARS, Bd. I, S. 81. 梶山・大塚訳, 上巻, 134頁。
- (12) Ibid., S. 10. 大塚・生松訳, 19頁。
- (13) GARS, Bd. I, S. 90. 梶山・大塚訳, 下巻, 15頁。
- (14) Ibid., S. 91. 同上訳書, 23頁。
- (15) Ibid., S. 93. 同上訳書, 26頁。
- (16) Ibid., S. 111. 同上訳書, 56頁。
- (17) Ibid., S. 95. 同上訳書, 27頁。
- (18) Ibid., S. 92. 同上訳書, 22頁。
- (19) Ibid., S. 100. 同上訳書, 36頁。
- (20) Ibid., SS. 162 - 163. 同上訳書, 163頁。
- (21) Ibid., S. 127. 同上訳書, 91頁。「自然の地位」とは「人間の生のほの暗い未分化の植物的」状態をいう。そこでは人間の行動は動物的、非合理的に推移する。(Max Weber, *Roscher und Knies und die logischen Probleme der historischen Nationalökonomie*, in: *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, Tübingen, 1973 [以下GAWLと略記], S. 132. 松井秀親訳「ロッシヤーとクニース(二)」, 1958年, 128頁。)

- (22) GARS, S.155. 梶山・大塚訳, 下巻, 142頁。
- (23) ウェーバー「アメリカ合衆国における『教会』と『セクト』」,(安藤英治訳,『政治経済論叢』,第16巻第3号,成蹊大学,所収,478頁)。またモムゼンによれば,ウェーバーにとってピューリタニズムこそ,ヨーロッパ史における独特な革命的な力のひとつであった。(W. Mommsen, *op. cit.*, S. 77. 邦訳, 114頁。)
- (24) 安藤訳, 480頁。
- (25) 同上訳, 481頁。
- (26) M. Walzer, *The Revolution of the Saints*, Cambridge, 1965, pp. 317ff.
- (27) GAWL, S.180.
- (28) Parlament und Regierung im neugeordneten Deutschland, in: GPS, S. 332. 中村貞二・山田高生訳,『新秩序ドイツの議会と政府』(『ウェーバー政治社会論集』, 1973年, 所収), 329頁。
- (29) GARS, S. 78. 梶山・大塚訳, 上巻, 127頁。
- (30) *Ibid.*, S. 81. 同上訳書, 134頁。
- (31) *Ibid.*, S. 91., S. 143. 同上訳書, 下巻, 21頁および127頁。
- (32) Ernst Troeltsch, *Epochen und Typen der Sozialphilosophie des Christentums*, in; *Gesammelte Schriften*, Bd. 5, Tübingen. 1925, S. 143.
- (33) GARS, S. 125. 梶山・大塚訳, 下巻, 90頁。
- (34) *Ibid.*, S. 127. 同上訳書, 91頁。
- (35) Max Weber, *Politik als Beruf*, in: GPS, S. 556. 脇圭平訳『職業としての政治』, 1980年, 97頁。
- (36) ルター「大教理問答書」(『ルター著作集』第1集, 8, 1971, 420頁 - 421頁)。
- (37) GARS, SS. 76 - 77. 梶山・大塚訳, 上巻, 126頁。
- (38) Max Weber, *Parlament und Regierung*, in: GPS, S. 319. 中村・山田訳, 318頁。
- (39) Max Weber, *Deutschlands künftige Staatsform*, in: GPS. SS. 454 - 455.
- (40) Max Weber, *Parlament und Regierung*, in: GPS, S. 441.
- (41) Max Weber, *Wahlrecht und Demokratie in Deutschland*, in; GPS, S.291. なお, 林道義「ウェーバー政治論における『対外政治の優位』の意味」(『ドイツ資本主義の史的構造』, 1972年, 所収)参照。そこでは国内政治と対外政治の關係に注目しつつ, ウェーバーの政治改革には, 特殊理念型的な意味での近代人の形成の問題が絡まりついていたとされているが, 近代人の理念型の内容には触れられていない。
- (42) Max Weber, *Parlament und Regierung*, in: GPS, S, 332. 中村・山田訳, 329頁。
- (43) Max Weber, GARS, S. 46 ff. 梶山・大塚訳, 上巻, 67頁以下。ウェーバーはここで, 資本主義文化への「教育」が, 資本主義の可能性を生み出すことを指摘している。
- (44) Max Weber, *Zur Lage bürgerlichen Demokratie in Rußland*, in:

- GPS, S. 64. 林訳, 81頁。また, Mommsen, *op. cit.*, S. 134. 中村他訳, 190頁, 参照。
- (45) *Ibid.*, S. 65. 同上訳書, 83頁。
- (46) *Ibid.*, S. 64. 同上訳書, 80頁。
- (47) Anthony Giddens, *Politics and Sociology in the Thought of Max Weber*, London, 1972, pp. 32, 33. またモムゼンによれば, ウェーバーにとってピューリタニズムこそが歴史上最もダイナミックな革命的力であり, 人類の歴史的発展の軌道を変える力をもったものであった。そしてこの見解は, 彼にとって現実の諸関係を脱出し, 新たな歴史発展の創出のためには, つねに「精神的エネルギーの覚醒」が必要であるとの認識に支えられていたと指摘している。(Mommsen, *op. cit.*, S. 113ff. 中村他訳, 165頁以下。) この「精神的エネルギーの覚醒」(Rückgriff auf geistige Energien)にウェーバーの思想的課題があった。政治教育もそのコロラリーに位置づけることができる。
- (48) Lawrence A. Scaff, Max Weber's Politics and Political Education, in: *The American Political Science Review*, Vol. 67, 1973, p.130.
- (49) *Ibid.*, pp.130-131. また Cf. Beetham, *op. cit.*, p.16. ビーサムもここで, ウェーバーにとって知識は単なる科学的文脈の中に蓄ええられるだけでなく, 効果的行動のための基礎であったと述べている。
- (50) Mommsen, *op. cit.*, S. 225. 中村他訳, 210頁。またロートは同趣旨の内容を, 徳ある行為を至上のものとして要求するストア哲学の今日的表現であると指摘している。(Guenther Roth, Political Critiques of Max Weber, in: *The American Sociological Review*, Vol. 30, 1965, p.215.)
- (51) Max Weber, Zur Lage der bürgerlichen Demokratie in Rußland, in: *GPS*, S. 64. 林訳, 81頁。また Cf. G. Roth and W. Schluchter, *Max Weber's Vision of History*, Berkeley, 1979, p. 201.
- (52) Marianne Weber, Vorwort zur ersten Auflage, in: *GPS*, S. XXXVIII.
- (53) Max Weber, Parlament und Regierung, in: *GPS*, S. 352. 中村・山田訳, 346頁。
- (54) *Ibid.*, S. 353. 同上訳書, 347頁。
- (55) *Ibid.*, S. 354. 同上訳書, 348頁。
- (56) *Ibid.*, SS. 350 - 351. 同上訳書, 345頁。
- (57) *Ibid.*, S. 320. 同上訳書, 319頁。また Cf. *Ibid.*, S. 351. 同上訳書, 346頁。
- (58) *Ibid.*, S. 353. 同上訳書, 347頁, 348頁。
- (59) Mommsen, *op. cit.*, S. 86, 中村他訳, 124頁。また詳しくは, Cf. W. J. Mommsen, *Max Weber und die deutsche Politik*, 2 Aufl., Tübingen, 1974, S. 347.
- (60) *Ibid.*, S. 86. 同上訳書, 124頁。
- (61) Max Weber, Parlament und Regierung, in: *GPS*, S. 404. 中村・山田訳, 378頁。

- (62) Max Weber, Zur Lage der bürgerlichen Demokratie in Rußland, in : *GPS*, S.63. 林訳, 80頁。
- (63) Max Weber, Der Sozialismus, in: *Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik*, Tübingen, 1924, S. 504. 浜島朗訳「社会主義」(『権力と支配』, 1967, 所収), 202頁。
- (64) Mommsen, *op. cit.*, S.135ff, S.167ff. 中村他訳, 188頁以下および259頁以下。
- (65) Max Weber, Parlament und Regierung, in: *GPS*, S. 324. 中村・山田訳, 322頁。
- (66) Max Weber, Das neue Deutschland, in: *GPS*, S. 487. また, Cf. *Ibid.*, S. 386. 中村・山田訳, 364頁。
- (67) Max Weber, Deutschlands künftige Staatsform, in: *GPS*, S. 453, S.483.

POLITISCHE REIFE
IN MAX WEBER'S POLITICAL WRITINGS

« Summary »

Takafumi Nakamura

In his *Economy and Society*, Max Weber presents an ideal type of bureaucracy purely academically. On the other hand, in his political writings, bureaucracy is set in the discussion in actual social and political context in Germany, and Weber more concretely recognizes the limitations of bureaucracy and develops his analysis on the interactions of bureaucracy with other political and social factors. What is understood by the term bureaucracy in this context? He defines bureaucracy as a separate power group within the state and a separate stratum within the society. Weber concludes that bureaucracy in Germany is an uncontrolled ruling class. (Chapter I, II, III, IV)

Weber's primary aim in his political writings is to establish *Gegengewichte* (types of social and political power which opposes bureaucracy as a ruling class). He proposes two important *Gegengewichte* – the “new model citizens” who have acquired *politische Reife* (ethos of early modern citizens in Western Europe) through political education, and their small groups which intend to oppose bureaucratic power. Weber insists that it is the political reform in Germany which promotes political education. (Chapter V)